

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月8日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：5 国名：パレスチナ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：ジェリコ農産加工団地誘致サービス機能強化プロジェクト詳細計画策定調査（工業団地運営）

1 今回契約予定のコンサルタント
工業団地運営 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月上旬から2013年9月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣 国内作業 第2次派遣 整理期間 M / M
工業団地運営 3 14 2 14 3 1.33
（国内：0.40 M / M、現地：0.93 M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月15日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：工業団地運営管理 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項
語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：パレスチナ/全途上国
類似業務：工業団地運営に係る各種業務

6 条件
補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

2006年7月、小泉首相（当時）がパレスチナ、イスラエル及びヨルダンを訪問し、ヨルダン渓谷の農業開発を通じて平和構築を目指す「平和と繁栄の回廊」構想を提唱した。同構想はイスラエル・パレスチナ間の和平には「二国家構想」の実現が重要であり、将来的なパレスチナ国家樹立に向けて、近隣国との信頼醸成を図りつつ、パレスチナの経済的自立及び産業基盤の強化を目的としている。

JICAはジェリコ市及びヨルダン渓谷において2005年10月から2006年9月まで中長期の地域経済社会開発のための開発調査「ジェリコ地域開発計画調査」を実施した。同調査を踏まえて「ジェリコ地域開発プログラム」を開始し、「行政能力・社会サービス強化」、「農業開発、農産物加工・流通・輸出振興」、「観光開発、都市環境改善」の3つのサブプログラムが進められた。このうち「農業開発、農産物加工・流通・輸出振興」サブプログラムについては、パレスチナ自治政府とJICAは、イスラエル、ヨルダンとも協議の上、「平和と繁栄の回廊」構想実現のための一つの方策として、農産加工及び物流の拠点を担う工業団地開発の協力を推進することに合意し、ヨルダン渓谷農産加工団地に係るフィービリティ調査を2007年3月から2009年5月までの間、2回に亘り実施した。

工業団地のような特区をベースに産業振興を図っていく方法は、生産から販売までの商業活動をイスラエルによる移動制限等、限定された情報及び条件下で行っているパレスチナにおいては産業振興のために有効なアプローチであることは複数のドナーが指摘し、活動を行っている。ドイツ政府は、ジェニンにおいて工業団地開発支援を進めており、フランス政府はベツレヘムに官民協調（PPP: Public Private Partnership）ベースにて工業団地開発を進めている。

ジェリコ農産加工団地（以下「JAIP」と略す）については、カウンターパート機関（以下C/P機関）であるPIEFZA（Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority）及びMoNE（Ministry of National Economy）を中心に設立に向けた各種活動が進んでおり、JICAは2010年9月から2013年3月まで技術協力プロジェクト「ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化プロジェクト」を実施してPIEFZAの産業団地開発・監督、ビジネスプラン作成、情報提供に関する能力強化を支援してきた。本支援によりJAIPの計画段階におけるPIEFZA職員的能力強化は行われた。

が、今後JAIPで実際に企業が活動を始めるにあたり、企業がインセンティブを享受しつつその経済活動を活発化するためには、実施段階における更なるPIEFZAの能力強化が必要である。

よってパレスチナ政府（以下、「パ」政府と略す）は我が国に対して、パレスチナにおける産業団地（特にジェリコ農産加工団地）の運営を円滑に進めるために必要なPIEFZAの能力開発を目的とした技術協力プロジェクトを要請し、採択された。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員は、担当分野に係る以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[工業団地運営]

(1) 国内準備期間(2013年6月上旬)

- ア 要請背景・内容を把握する(関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- イ 現地調査で対応すべき事項を検討する。
- ウ 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- エ PDM(案)、PO(案)及び事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- オ パレスチナ側関係機関(C/P機関等)、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成に協力する。
- カ 業務計画書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出・説明する。
- キ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 第1次現地派遣期間(2013年6月中旬～6月下旬)

- ア JICAパレスチナ事務所等との打合せに参加する。
- イ パレスチナ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ウ PDM(案)、PO(案)の作成に協力する。
- エ JAIPの開設に向けて対応が必要な以下の事項について、工業団地計画管理団員と協力し実施促進を行うと共に、本案件の開始に当たってパレスチナ側で対応しておくべき事項について整理する。
 - (ア) 入居企業とのSub-lease Agreementの承認促進
 - (イ) ディベロッパーの内部規定承認促進
 - (ウ) 建設許可にかかるMOUの締結促進
 - (エ) 入居企業促進のためにその他必要な事項
- カ パレスチナ側関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)及びM/M(案)の取りまとめに協力する。
- キ 担当分野に係る現地調査結果をJICAパレスチナ事務所等に報告する。

(3) 国内作業期間(2013年7月上旬～中旬)

- ア 事業事前評価表(案)作成に協力する。
- イ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

(4) 第2次現地派遣期間(2013年8月中旬～8月下旬)

- ア JICAパレスチナ事務所等との打合せを行う。
- イ 引き続き(2)エの項目について整理し、実施状況の確認・分析を行う。
- ウ 現地調査結果をJICAパレスチナ事務所等に報告する。

(5) 帰国後整理期間(2013年9月上旬)

- ア 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務計画書

契約約款第2条及び付属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。

和文3部(JICA産業開発・公共政策部、JICA中東・欧州部、JICAパレスチナ事務所)

(2) 詳細計画策定調査報告書(案)(担当分野)

和文3部(JICA産業開発・公共政策部、JICA中東・欧州部、JICAパレスチナ事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含めず、JICAより別途支給します。(見積書の旅費欄には0円と記載下さい。)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA産業開発・公共政策部産業・貿易第一課(03-5226-8055)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 本コンサルタントはJICA団員に約1週間先行して現地調査開始予定。現地調査は2013年6月9日～6月22日および8月18日～8月31日を予定している。

イ 調査団員構成(予定)

- (ア) 総括 (JICA)
- (イ) 協力企画 (JICA)
- (ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- (エ) 工業団地計画管理 (コンサルタント)
- (オ) 工業団地運営 (コンサルタント)